

第 15 号議案

東大和市遊び場条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 21 日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

東大和市遊び場条例の一部を改正する条例

東大和市遊び場条例（昭和49年条例第27号）の一部を次のように改正する。
別表高木こども広場の項を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。